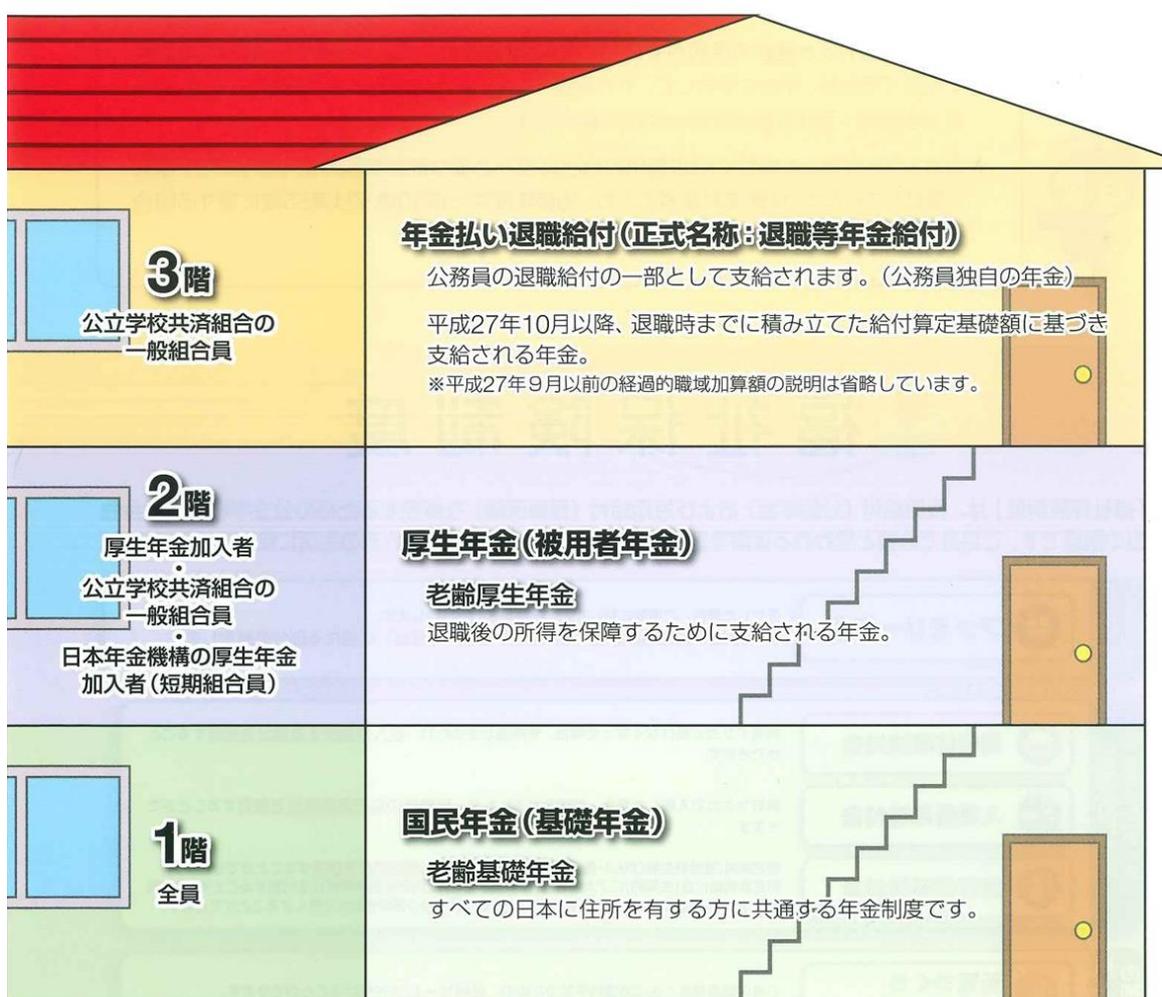


令和5年度

一般組合員の

公的年金制度について

年金の3階建てイメージ図



<令和5年10月版>

公立学校共済組合京都支部年金係

はじめに

公立学校共済組合の長期給付事業（年金）は、公的年金制度の枠組みの中で地方公務員の福利厚生制度の一環として、組合員の退職、障害及び死亡に際して組合員とその遺族の生活に寄与してまいりました。

近年は、令和4年10月に地方公務員等共済組合法が改正されたことに伴い、公立学校共済組合の組合員種別に従来の「一般組合員」の他、「※短期組合員」が新設されました。

（※短期組合員・・・健康保険や福祉事業の適用のみの組合員であり、年金の適用はありません。）

本資料は、改正を幾度となく繰り返している年金制度について、将来年金を受け取られる方に、分かりやすく、案内させていただく資料として、公立学校共済組合京都支部（京都府教育庁管理部福利課内）において作成をしました。

理解が深まる一助となれば幸いです。

令和5年10月

公立学校共済組合京都支部年金係

目次

1 年金を受け取るための資格喪失時の手続き

2 老齢厚生年金

(1) 受給資格要件

(2) 年金額

(3) 在職中による年金の支給停止

(4) 支給の繰上げ

(5) 支給の繰下げ

3 年金払い退職給付

4 年金の支給月

5 65歳からの年金以外の年金

特別支給の老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金

6 併給調整

7 年金受給者となった後の手続き

8 年金にかかる税金

9 退職後の年金加入

10 離婚時の年金分割制度

11 国民年金手帳から基礎年金番号通知書へ

<その他> 参考資料 (公的年金の種類・保険給付の種類等)

お問い合わせ先

手続きのポイントとなる時期

- ① 資格喪失時（一般組合員→短期組合員へ種別変更含む。）
- ② 年金支給の繰上げ（60歳～65歳未満）
- ③ 65歳到達時

年金の決定・支給

- ④ 年金支給の繰下げ（66歳～75歳）

※S34. 4. 2～S36. 4. 1 生まれの方は、64歳到達時にも年金決定・支給があります。

1 年金を受け取るための資格喪失時の手続き

(一般組合員→短期組合員へ種別変更を含む。)

一般組合員が資格喪失・種別変更等で長期給付（年金）の適用対象外となった場合、各所属所において、該当組合員から聴取した必要事項を記入の上、令和5年4月28日付け5公立京第133号で通知の「令和5年度以降の年度途中退職（任用満了）者に係る年金関係手続きの変更について」（リスト形式）を公立学校共済組合京都支部（以下、「支部」という。）へ電子メールで提出してください。（各所属所→支部）

その後、支部年金係から必要書類等を所属所へ送付（電子メールを含む。）します。

(1)年金受給者以外の場合

手続完了次第、公立学校共済組合本部（以下、「本部」という。）から年金待機者登録通知書が送付されます。

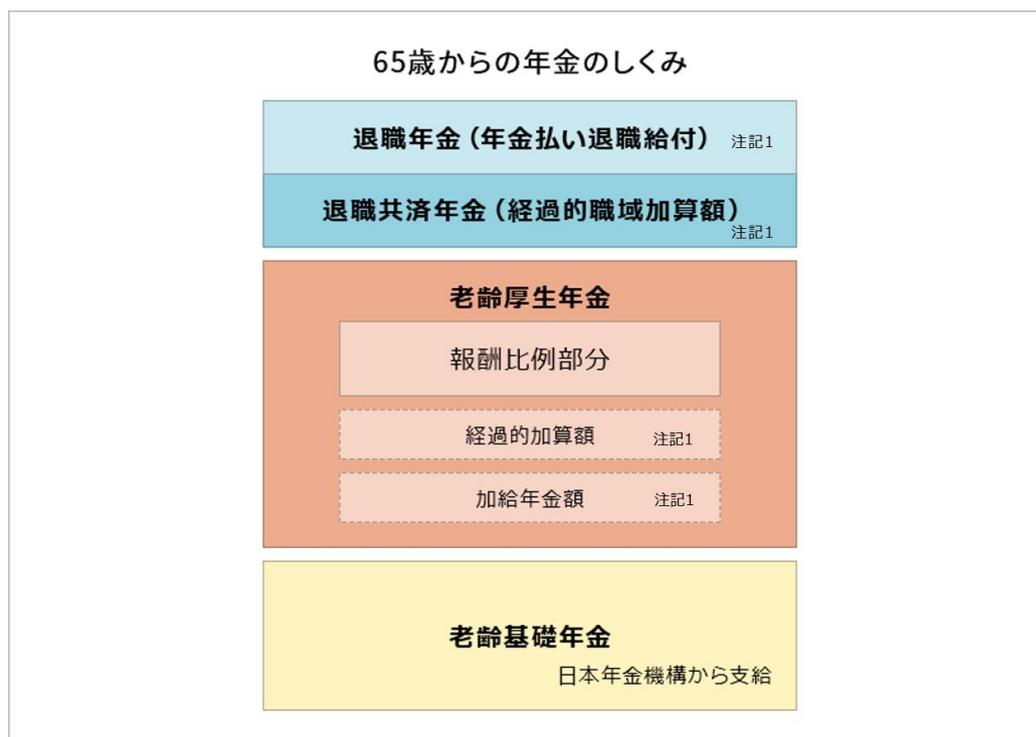
(2)年金受給者の場合

年金決定時から今回資格喪失するまでの加入期間を加え、年金額を再計算すると共に、在職停止の解除が行われ、本部から改定通知書が送付されます。

2 老齢厚生年金

65歳から受け取る年金を「老齢厚生年金」といいます。

経過措置として65歳前から支給の「特別支給の老齢厚生年金」を受給は、一旦年金としては消滅し、65歳時点で「老齢厚生年金」の手続きが必要となります。



注記1:年金払い退職給付・経過的職域加算額・経過的加算額・加給年金額は、該当する方のみが対象となります。

(1) 受給資格要件

次の全てを満たすことが必要となります。

- ア 65歳以上であること
- イ 厚生年金被保険者期間が1年以上あること
- ウ 受給資格期間（国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間（受給資格期間））が10年以上であること。

(2) 年金額



注記1：経過的加算額・加給年金額は、該当する方のみが対象

ア 報酬比例部分

報酬に比例し、平均給与月額及び平均標準報酬月額と加入期間に基づき算出
 （平成15年4月から総報酬制が導入されたことに伴い、年金額は平成15年3月までの期間と、平成15年4月以降の期間とに分けて計算）

イ 経過的加算額

20歳未満の期間・60歳以降の期間分

ウ 加給年金額

老齢基礎年金（または定額部分）の受給開始時に、次の1から3の受給要件全てに該当した場合

対象者		加給年金額
配偶者	65歳未満	397,500円
子	① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある。	2人目まで1人につき 228,700円
	② 20歳未満で障害等級1級又は、2級の障害の状態にある。	3人目から1人につき 76,200円

※加給年金額については、昭和18年4月2日以降生まれ・令和5年度の額

<受給要件>

- 1 年金受給権者の厚生年金被保険者期間が20年以上（※）ある。
- 2 年金受給権者と生計をともにしている65歳未満の配偶者又は18歳に達する日の属する年度末までの間にある子（1，2級の障害者は20歳未満）がある（以下「加給年金額対象者」という。）。
- 3 加給年金額対象者の恒常的収入が850万円未満である（ただし、その時点で850万円以上でも定年等により5年以内に退職し、収入が850万円未満になると見込まれる場合は加給年金額対象者となります。）。

(7) 「2」以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合は、全ての厚生年金被保険者期間を合算して「20年以上」となるときに、原則として最も加入期間が長い実施機関から支給される老齢厚生年金に加算されます。

(イ) 加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）を給付事由とする年金（20年以上勤務）の受給権を有する場合または、障害を給付事由とする年金の支給を受けることができる場合は、その間、加給年金額は、支給停止されます。（2つ以上の実施機関の老齢厚生年金を受給している場合で、全ての被保険者期間を合算し20年以上となったときについても支給停止されます。）

(3) 在職中による年金の支給停止

老齢厚生年金の受給者のうち、以下の \square から \square までのいずれかに該当する方は、在職中、年金の全部又は一部が支給停止されることがあります。

$$\text{支給停止月額} = (\text{賃金} + \text{年金} - 48\text{万円}) \times 1 / 2$$

(48万円：令和5年度の基準額)

\square 賃金・・・標準報酬月額（月収）＋直近1年間の標準賞与額（過去1年間のボーナス）の合計額×1/12

- \square 民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入している方
または70歳以上で厚生年金保険適用事業所に勤務している方
- \square 国会議員・地方議員の方
- \square 常勤の公務員など共済組合員（一般組合員）として在職している方
（障害厚生年金受給者も対象）

※ 公務員の共済組合員資格を一旦喪失した後、 \square に該当することとなった方は、所属所を通じて「年金受給権者再就職届書」を提出してください。

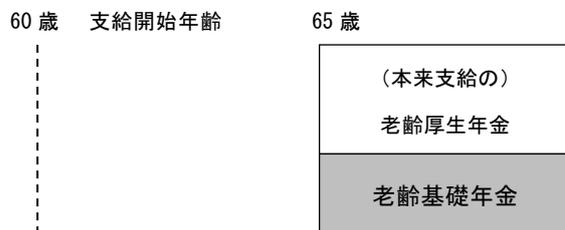
※ \square から \square のいずれかに該当することになった場合、各関係機関との情報交換、事務処理等に時間を要しますので、過去にさかのぼって精算が発生することがあります。

※ 65歳から支給される老齢基礎年金は在職支給停止の対象ではありませんので、上の計算式の年金額には含まれません。

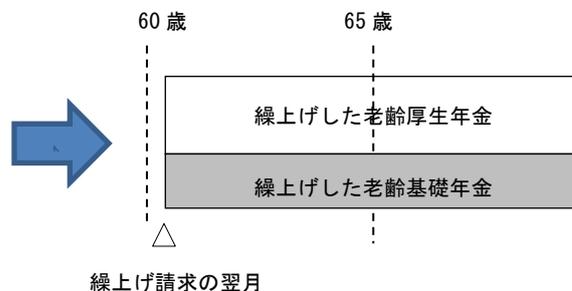
(4) 支給の繰上げ

60歳以上であれば、年金を繰上げて受給することができます。また、その際には、老齢基礎年金や加入していたすべての年金の支給の繰上げ請求も同時に行わなければなりません。

《繰上げしない場合》



《繰上げた場合》



ア 昭和37年4月1日以前に生まれた方

繰り上げた月数1箇月あたり0.5%が減額され、減額は生涯続きます。

例) 支給開始年齢65歳⇒60歳支給に繰り上げた場合

$$0.5\% \times 5年 \times 12月 = \underline{30\%減額}$$

イ 昭和37年4月2日以後に生まれた方

繰り上げた月数1箇月あたり0.4%が減額され、減額は生涯続きます。

例) 支給開始年齢65歳⇒60歳支給に繰り上げた場合

$$0.4\% \times 5年 \times 12月 = \underline{24\%減額}$$

ウ 繰上げ支給制度の主な注意点

- ① 繰上げによる減額は生涯にわたって続きます。
- ② 繰上げ請求した後の取消しや変更はできません。
- ③ 老齢厚生年金の繰上げは在職中でも請求できますが、厚生年金被保険者である間は、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。
- ④ 繰上げ請求した後に、事後重症による障害厚生年金（障害基礎年金）の請求はできません。

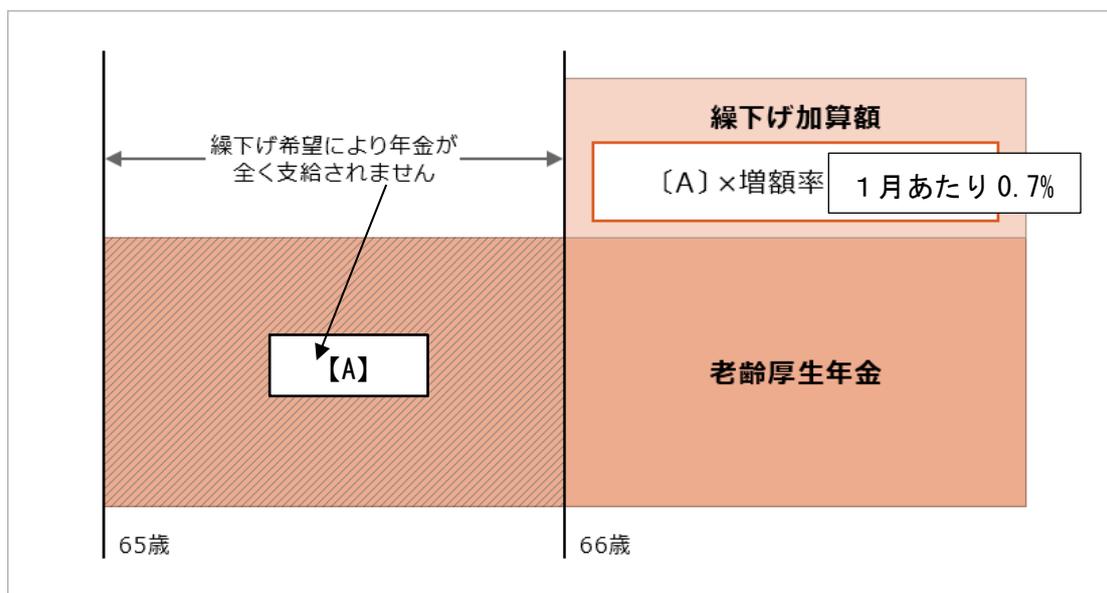
(5) 支給の繰下げ

本来は65歳から支給される老齢厚生年金について、65歳で請求を行わず、66歳以降に繰下げの申出をしたときは、65歳で請求した場合の老齢厚生年金に繰下期間に応じて1月あたり0.7%を加算した額を老齢厚生年金として受給することができます。

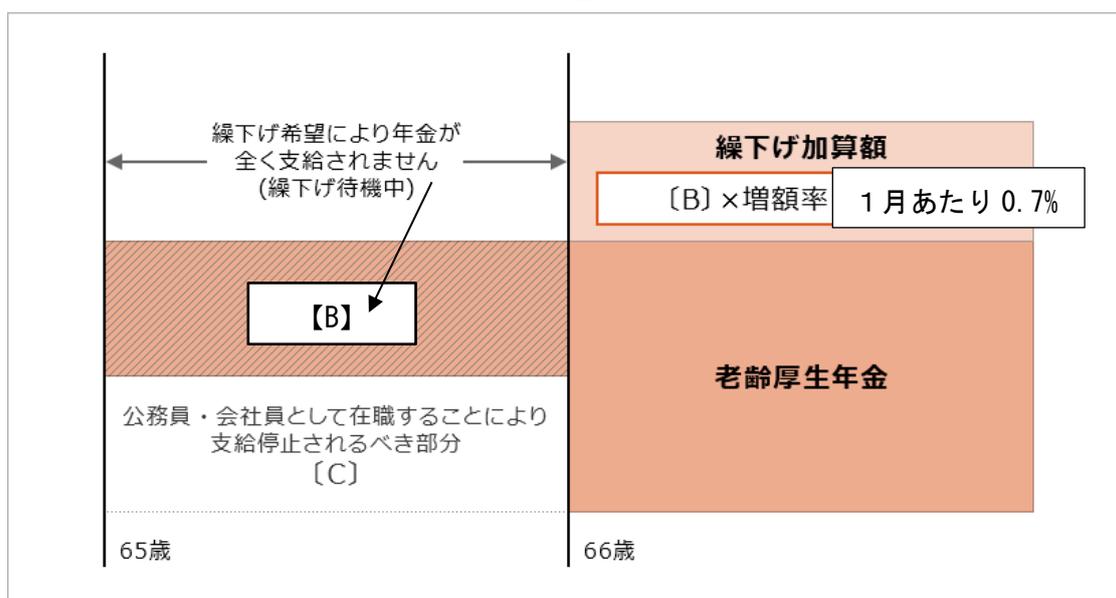
最大、75歳まで繰下げが可能です。この場合84%の増額となります。ただし、全ての方が対象ではなく、昭和27年4月2日以後生まれの方となります。

繰下げの意思表示をされた場合、ご自身で年金支給を希望されるタイミングで請求書等の取り寄せ及び年金請求が必要となります。

◆65歳以降公務員・会社員等として在職している期間がない場合に、66歳で老齢厚生年金の繰下げの申出を行った場合のイメージ図（基礎年金を含まない図です。）

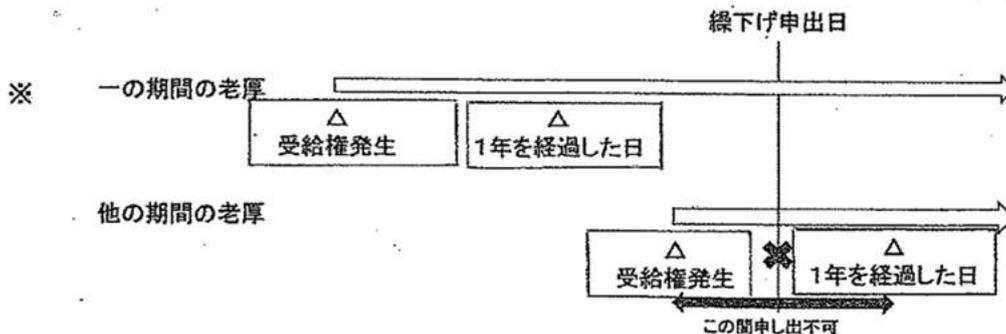


◆65歳から66歳まで公務員・会社員等として在職している場合に、66歳で老齢厚生年金の繰下げの申出を行った場合のイメージ図（基礎年金を含まない図です。）



老齢厚生年金の繰下げ支給制度の主な留意事項

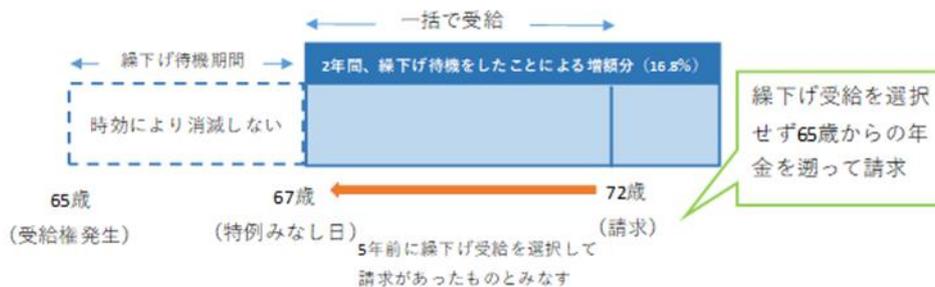
- ① 再就職や在職中で老齢厚生年金が支給停止される年金額は、繰下げの増額対象となりません。
- ② 65歳から66歳になるまでの1年間は繰下げの申出はできません。ただし、下(※)に示したような事例の場合、他の期間の老齢厚生年金の受給権が発生し、1年が経過するまで一の期間の老齢厚生年金の繰下げの申出はできません。
- ③ 障害給付(障害基礎年金を除く。)又は遺族給付の受給権を有する方は、繰下げの申出をすることができません。66歳到達以降、繰下げの申出をする前に障害給付又は遺族給付の受給権が発生した場合は、その受給権が発生した時点で繰下げの申出をするか、65歳時に遡及して老齢厚生年金の請求を行うかの選択となります。
- ④ 老齢基礎年金についても繰下げることができます。その場合は、老齢厚生年金とは別に申出が必要です。
- ⑤ 75歳以降に繰下げ申出を行った場合、75歳に繰下げ申出があったものとして年金を支給します。(令和4年4月から)



◆70歳到達後に65歳からの年金を遡って請求するときの特例

72歳から年金請求する場合、7年間繰下げて58.8%の増額(月0.7%×12箇月×7年)となりますが、遡及して請求することもできます。

例：72歳まで年金を繰り下げる予定だった方が、繰下げ受給ではなく65歳からの年金を遡って請求した場合



上の図の場合、67歳から72歳までの年金を16.8%増額(月0.7%×12箇月×2年)で一括受給し、72歳以後は16.8%増額で支給されます。

ただし、過去の年金を遡って一括で受給する場合には、医療保険・介護保険の自己負担額や保険料、税金等についても、過去に遡って調整される場合があります。

3 年金払い退職給付

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成 27 年 10 月から「年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）」が創設されました。年金払い退職給付は地方公務員の退職給付の一部として設けられたもので「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の 3 種類の給付があります。

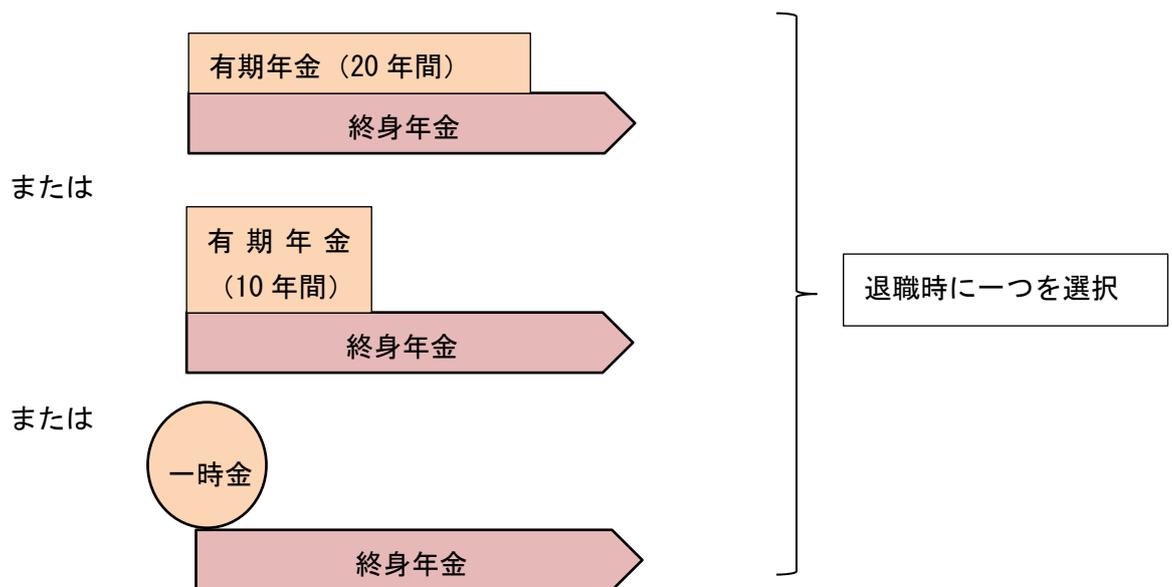
(1) 退職年金

退職年金は、1 年以上引き続き組合員期間を有する者が、退職した後 65 歳に達したとき、または 65 歳に達した日以降に退職したときに支給されます（60 歳から支給の繰上げ、また、75 歳までの支給の繰下げも可能です。）。

退職時まで積み立てた給付算定基礎額の半分は有期年金、半分は終身年金として支給され、有期年金は 10 年または 20 年支給のいずれかを選択します（一時金の選択も可能です。）。

受給者がお亡くなりになった場合は、終身年金部分は終了し、有期年金の残余年月がある場合は遺族に一時金が支給されます。

【退職年金のイメージ】



(2) 公務障害年金

公務障害年金は、公務による傷病により障害の状態になった方に、障害の間、支給されます。

(3) 公務遺族年金

公務遺族年金は、公務による傷病により亡くなられた場合、遺族の方に支給されます。

4 年金の支給月

支給日は支給月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日の時は、直前の平日に支給されます。

支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給月区分	12,1月分	2,3月分	4,5月分	6,7月分	8,9月分	10,11月分

初回の年金はいつもらえるの??

～ 昭和36年4月2日以後生まれの人の場合 ～

年金の支給は、65歳の誕生日の翌月分（1日生まれの方は当月分）から支給が開始されます。

(例) 昭和36年6月6日生まれの人の場合

- ◆年金の支給→令和8年7月分から
初回の定期支給日:令和8年8月14日(金)

昭和37年10月1日生まれの人の場合

- ◆年金の支給→令和9年10月分から
初回の定期支給日→令和9年12月15日(水)

5 「65歳からの年金」以外の年金

(1) 特別支給の老齢厚生年金

(ア) 受給資格要件

次の全てを満たすことが必要となります。

ア 支給開始年齢に達してすること

イ 厚生年金被保険者期間が1年以上あること

ウ 受給資格期間（国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間（受給資格期間））が10年以上であること。

(イ) 支給開始年齢

下のとおり、支給開始年齢に違いがあります。それぞれの年金に加入していた場合、それぞれの請求のお手続きが必要となります。

◆公立学校共済組合（第3号厚生年金）の場合

生年月日	支給開始年齢
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日	64歳

◆日本年金機構（第1号厚生年金）の女性の場合

生年月日	支給開始年齢
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日	61歳
昭和35年4月2日から昭和37年4月1日	62歳
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日	63歳
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日	64歳
昭和41年4月2日から	65歳

(ウ) 雇用保険法による特別支給の老齢厚生年金との調整

特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した方が、雇用保険法に基づく「失業給付（基本手当）」等を受給している間は、特別支給の老齢厚生年金の支給が停止されます。（経過的職域加算額（旧3階部分）については支給されます。）

基本手当等の受給権を得た場合、ハローワークの窓口で相談の上（年金額と比較する等）受給するかどうか決定してください。

なお、受給を決定した場合は、公立学校共済組合本部に届出が必要となります。

【遺族及びその順位】

死亡の当時、その者と生計を共にしていたことが必要です。

また、収入要件として、死亡の当時その遺族に年額 850 万円以上の恒常的な収入がないことも必要です。

- | | |
|------|---|
| 第1順位 | 配偶者（夫は55歳以上）及び子（18歳に達する日の属する年度末までの間にある子等） |
| 第2順位 | 父母（55歳以上） |
| 第3順位 | 孫（子と同じ） |
| 第4順位 | 祖父母（55歳以上） |

※ 配偶者と子の場合を除いて、年金を受けられなくなった先の順位の人に代わって後の順位の人が年金を受け取ること（転給）はできません。

【年金額】

一般的には、老齢厚生年金の**3／4程度**が目安となっています。

6 併給調整

(1) 一人一年金の原則

年金には、「一人一年金」の原則があります。

このため、一般的には2つ以上の年金受給権がある場合は、どちらかを選択していただくことになります。

(2) 一人一年金の原則の例外

一人一年金の原則の例外として、同時に受給できる年金もあります。

例えば、老齢厚生年金と老齢基礎年金（支給事由が同じ場合）や、老齢厚生年金と遺族厚生年金（65歳以上の場合）などがあります。

なお、65歳以上の方で老齢（退職）を事由とする年金を持っている場合は、まず老齢（退職）を事由とする年金が支給され、遺族厚生年金は老齢（退職）を事由とする年金を上回る差額のみが支給されることとなります。

7 年金受給者となった後の手続き

年金受給口座の変更等、年金受給者となった後の手続は、公立学校共済組合本部から年金証書と共に送付される、「年金のあんない」（小冊子）に従って行ってください。

8 年金にかかる税金

老齢厚生年金は、所得税法上「雑所得」として課税され、年金の支給期ごとに源泉徴収されます。年金以外の収入（現職で勤務され給与収入がある場合など）がある場合は、御自身で確定申告する必要があります。

9 退職後の年金加入

共済組合の一般組合員は、国民年金の被保険者（第2号）でもあるので、退職すると国民年金の資格を喪失することになります。

また、組合員に被扶養配偶者がいる場合、その配偶者の国民年金の資格（第3号）も喪失します。

日本国内に居住している20歳から60歳の方は、国民年金に加入することとなっていますので、60歳に到達前に退職される場合は、組合員・被扶養配偶者とも国民年金に60歳まで加入する必要があります（再就職で共済組合の一般組合員、厚生年金保険、私立学校教職員共済等に加入される場合は、この限りではありません。）。

※「任意継続組合員」は医療保険のための制度で、公的年金制度に加入するわけではありません。60歳未満の任意継続組合員は、国民年金に加入する必要があります。

10 離婚時の年金分割制度

離婚当事者の婚姻期間中の老齢給付（厚生年金等）の計算の基となる標準報酬を、離婚時に限って分割することが認められており、「合意分割」と「3号分割」の2つの制度があります。ただし、分割後の年金は自分自身の年金支給開始年齢に到達するまで受給できません。

また、請求期限は離婚後2年間となっています。

(1) 合意分割

婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、離婚時に限り分割する制度です。離婚当事者間で協議・合意の上、共済組合に対し分割の請求を行う必要があります。分割割合は5割を上限として当事者間で決めることができます。

(2) 3号分割

婚姻期間中のうち、平成20年4月1日以降の国民年金第3号被保険者期間に限り分割できます。分割割合は5割と決められています。

11 国民年金手帳から基礎年金番号通知書へ

令和4年4月から新たに20歳到達者に対する資格取得のお知らせとして、国民年金手帳の交付から基礎年金番号通知書の送付に切り替えることとなりました。これまで送付された国民年金手帳については、引き続き基礎年金番号を明らかにすることができる書類として利用できます。

なお、基礎年金番号通知書は、上記の他に、平成9年1月の基礎年金番号導入後に、共済組合の加入期間しかなかった教職員等に対し、社会保険庁（現 日本年金機構）から共済組合を通じ交付されています。

◆参考資料◆

公的年金の種類

日本の公的年金は、日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入する「国民年金（基礎年金）」と、民間企業や官公庁等に勤務している人が加入する「被用者年金」のいわゆる 2 階建て構造になっています。

(1) 国民年金（1 階部分）

昭和 61 年 4 月から基礎年金制度が導入され、国内に住所のある 20 歳から 60 歳未満の者は国民年金に強制加入となりました。

* 国民年金の被保険者の種別

- 第 1 号 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の自営業者、学生など
- 第 2 号 厚生年金保険被保険者（公務員、会社員など）
- 第 3 号 第 2 号被保険者の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の者

※参考※

○国民年金保険料：月 16,520 円（令和 5 年度）

○老齢基礎年金の満額：年 795,000 円（令和 5 年度/昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれ）

→（20 歳から 60 歳までの 40 年間（480 月）加入・納付した場合の額）
（月数に応じた老齢基礎年金が 65 歳から支給されます。）

(2) 厚生年金（2 階部分）

被用者年金である厚生年金保険は、全国民共通の基礎年金制度の上乗せ部分として位置づけられています。

制度に加入していた期間とその間の給料・標準報酬額等に比例した年金が支給されます。

種別	呼称	対象者	実施機関
1号厚生年金	一般厚生年金	2～4号以外	厚生労働大臣（日本年金機構）
2号厚生年金	国共済厚生年金	国家公務員	文科省、厚労省共済組合等
★ 3号厚生年金	地共済厚生年金	地方公務員	公立学校共済組合（一般組合員）、地方職員共済組合等
4号厚生年金	私学共済厚生年金	私立学校教職員	日本私立学校振興・共済事業団

(3) 公務員独自の年金（3 階部分）

ア 年金払い退職給付（退職等年金給付）（新 3 階部分）

平成 27 年 10 月に被用者年金制度が一元化されたときから制度が開始されました。（詳細は、8 頁「3 年金払い退職給付」及び 14・15 頁参照）

イ 職域年金相当部分（旧 3 階部分）

2 階部分に上乗せされていた年金は、一元化により廃止されましたが、平成 27 年 9 月までの共済組合期間と給料等に応じた年金額が、経過措置として支給されます。

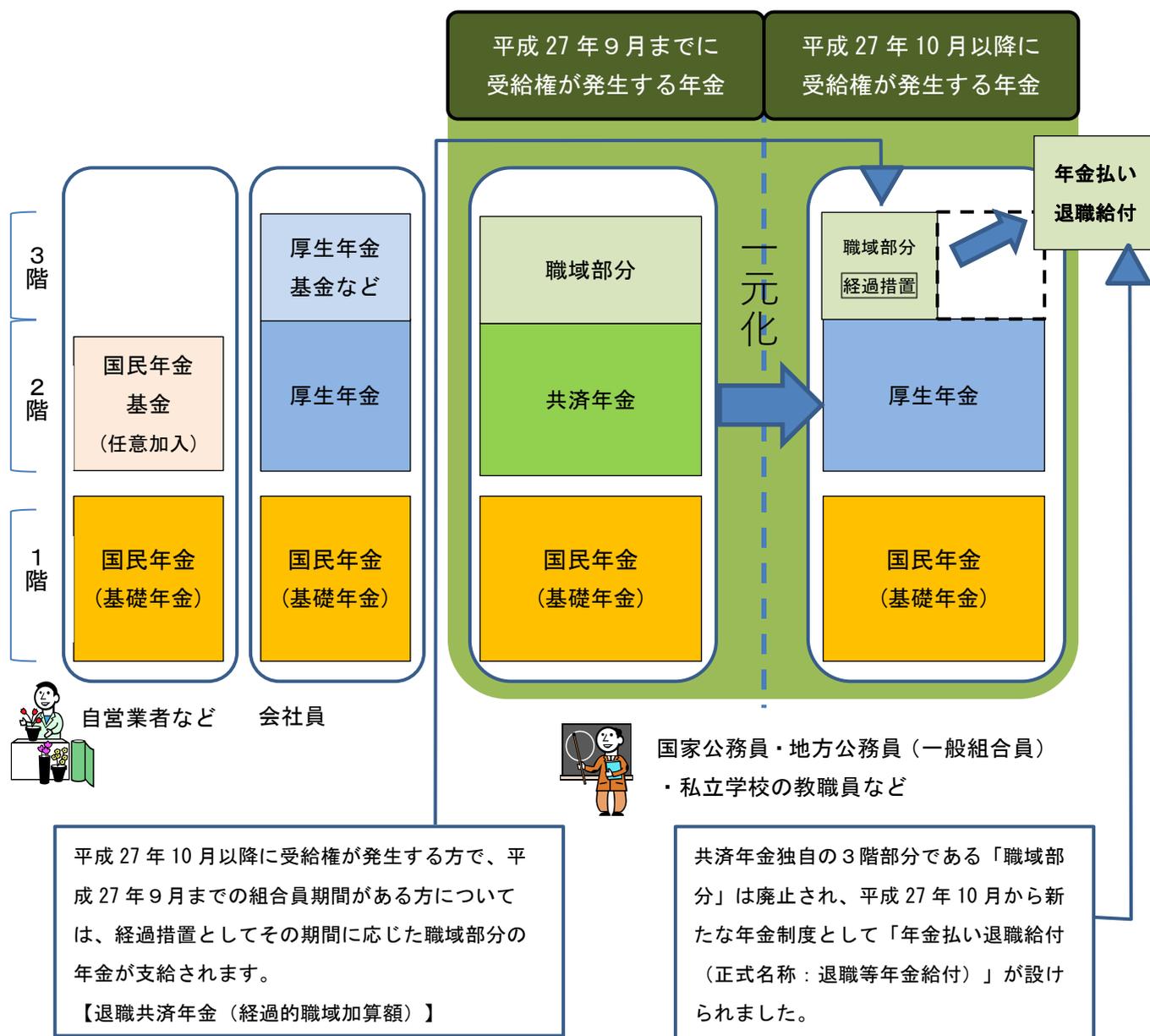
(4) 被用者年金制度の一元化（平成 27 年 10 月 1 日施行）

被用者年金制度は、大きく次の 2 つに分かれていました。

- ① 厚生年金保険制度：民間企業に勤務する人が加入
- ② 共済年金制度：公務員、私立学校の教職員等が加入

被用者年金制度の一元化とは、この「共済年金制度」が「厚生年金保険制度」に統一されたことをいいます。

【被用者年金一元化前後の公的年金制度】



○ 一元化による、主な変更点は以下のとおりです。

ア 共済年金と厚生年金の制度的な差異の解消

制度的な差異は、基本的に厚生年金に揃えて解消しました。

例：退職共済年金の在職支給停止の計算方法の変更、障害共済年金の在職支給など

イ 共済年金にある職域部分の廃止

共済年金の職域部分は廃止され、新たな制度として「年金払い退職給付」が創設されました。

なお、平成 27 年 9 月までの組合員期間がある方については、経過措置としてその期間に応じた職域部分が支給されます。

ウ 保険料率の統一

保険料率は、平成 30 年に民間企業に勤務する人と同じ保険料率の 18.3%で統一されました。

エ 共済組合による事務の実施

一元化後も事務手続きの効率化の観点から、引き続き共済組合が年金の支給・事務手続きを行います。

保険給付の種類

保険給付の種類は、国民年金（1 階部分）、厚生年金（2 階部分）共に下表のとおり 3 種類あります。

名称 種類	国民年金 (基礎年金) (1 階部分)	厚生年金 (被用者年金) (2 階部分)	給付事由
老齢 (給付)	老齢基礎年金	老齢厚生年金	老齢となった場合、一般的に所得の喪失なり減少がみられるので、その生活の保障を図ることを目的とする。
障害 (給付)	障害基礎年金	障害厚生年金	心身の障害により日常生活に制限を受けるなどの場合、その生活保障を図ることを目的とする。
遺族 (給付)	遺族基礎年金	遺族厚生年金	生計維持者である組合員等が死亡した場合、遺族の生活保障を図ることを目的とする。

障害者特例・長期加入者特例

退職している方（厚生年金被保険者でなくなった方）が以下のいずれかに該当した場合は、65歳に到達するまで年金額の特例が適用され、定額部分（老齢基礎年金に相当する額）が加算されます。

- 障害等級（※）が1級から3級までの障害状態にあり、特例の請求を行った方
- 組合員期間が44年以上である方

※ 障害等級…初診日（組合員期間でなくてもよい）から1年6月経過した日（障害認定日）以後に共済組合が定めた1級から3級に該当する状態にあること。（身体障害者手帳の基準とは異なります。）

60～64 歳	65 歳
特別支給の 老齢厚生年金	本来支給の 老齢厚生年金
定額部分	老齢基礎年金
△ 請求日の翌月	

お問い合わせ先

公立学校共済組合京都支部年金係 075-451-1070
（京都府教育庁管理部福利課内）

公立学校共済組合本部年金相談窓口 03-5259-1122

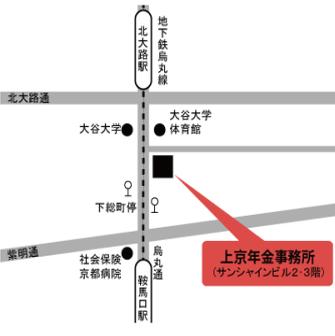
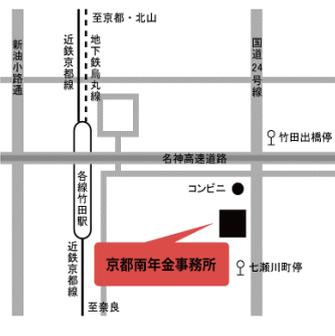
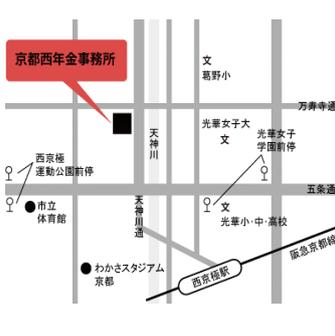
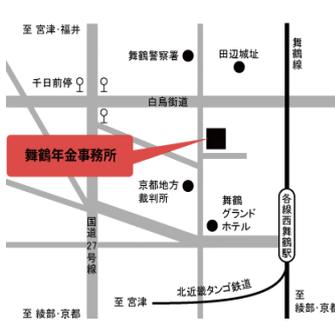
◇その他（公立学校共済組合以外の加入歴がある方はこちらも参考にしてください。）

勤務先等	年金制度の名称	問い合わせ先
◇民間会社に勤務 ◇常勤講師（平成31年度より前）として勤務 ◇短期組合員	厚生年金	住所地の管轄の年金事務所 （次頁参照） 京都府外の方は 日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165
在家庭 （学生、無職等）	国民年金	
私立学校に勤務	日本私立学校振興・共済事業団	共済本部 電話 03-3813-5321 大阪会館 電話 06-6393-9701

日本年金機構《京都府内年金事務所案内》

予約相談（ナビダイヤル）：0570-05-4890

050 から始まる電話でおかけになる場合は「（東京）03-6631-7521」

上京年金事務所	中京年金事務所	下京年金事務所
住所 〒603-8522 京都市北区小山西花池町1-1 サウザンビル2・3階	住所 〒604-0902 京都市中京区土手町通竹屋町下ル鉢田町287	住所 〒600-8154 京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル榎木町308
電話 075-415-1165	電話 075-251-1165	電話 075-341-1165
管轄 北区 上京区 左京区	管轄 中京区 東山区 山科区	管轄 下京区 南区
		
京都南年金事務所	京都西年金事務所	舞鶴年金事務所
住所 〒612-8558 京都市伏見区竹田七瀬川町8-1	住所 〒615-8511 京都市右京区西京極南大入町81	住所 〒624-8555 京都府舞鶴市南田辺50-8
電話 075-644-1165	電話 075-323-1170	電話 0773-78-1165
管轄 伏見区 八幡市 綴喜郡 宇治市 相楽郡 城陽市 久世郡 京田辺市 木津川市	管轄 右京区 西京区 向日市 長岡京市 乙訓郡 船井郡 亀岡市 南丹市	管轄 福知山市 宮津市 舞鶴市 京丹後市 綾部市 与謝郡
		

◇請求時に役立つ情報◇

請求書送付元・提出先の実施機関

年金名称 加入歴	老齢厚生年金 (65歳から)	老齢基礎年金 (65歳から)	特別支給の 老齢厚生年金 (経過措置)
公立学校共済組合 (一般組合員のみ)	公立学校共済	公立学校共済	公立学校共済
公立学校共済組合 (一般組合員・ 短期組合員)	公立学校共済 日本年金機構	日本年金機構	最後の公務員共 済で手続き
公立学校共済組合 国民年金	公立学校共済	日本年金機構	公立学校共済
公立学校共済組合 民間歴有	公立学校共済 日本年金機構	日本年金機構	最後の公務員共 済で手続き

お問い合わせ先（本冊子発行元）

公立学校共済組合京都支部年金係

（京都府教育庁管理部福利課年金係）

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁 第3号館

TEL 075-451-1070

京都支部HP <https://www.kouritu.or.jp/kyoto/index.html>